

平成26年6月26日 教育長決定

【高島・手宮地区】
北山中学校・末広中学校
統合実施計画

平成26年6月

小樽市教育委員会

目次

はじめに	2
1 統合の組合せ及び実施時期	
(1) 統合の組合せ	2
(2) 実施時期	2
2 統合校の位置及び通学区域	
(1) 統合校の位置	3
(2) 通学区域	3
3 統合時の学校規模等	3
4 統合協議会の設置	3
5 高島・手宮地区の小中学校の連携	4
6 学校施設の整備	4
7 通学路の安全対策	4
8 学校施設の跡利用	4

はじめに

小樽市教育委員会では、少子化に伴う小中学校児童生徒の減少や学校施設の老朽化に対応し、教育環境の向上を図るため、平成21年11月に策定した「小樽市立小中学校 学校規模・学校配置 適正化基本計画」に基づき、学校再編に取り組んでいます。

高島・手宮地区ブロックの中学校については、2校を1校とすることとし、統合の実施時期や統合校の位置について、同地区小学校Bグループの位置と関連づけた検討を行いながら統合に関係する保護者や地域の皆さんと懇談を重ね、平成24年7月に同地区小学校の統合とともに中学校の統合について御理解をいただき、このたび「北山中学校・末広中学校統合実施計画」を策定しました。

1 統合の組合せ及び実施時期

(1) 統合の組合せ

北山中学校と末広中学校を統合の組合せとし、通学区域を再編します。

高島・手宮地区中学校の位置関係図



(2) 実施時期

平成29年4月1日とします。

2 統合校の位置及び通学区域

(1) 統合校の位置

統合校の位置は、現在の手宮西小学校とします。

(本書では、「高島手宮地区統合中学校」と表記します。)

(2) 通学区域

統合後の通学区域は、次のとおりです。

統合後	通学区域	統合前
高島手宮地区 統合中学校	祝津1～4丁目、赤岩1～3丁目、高島4丁目(7番～14番)、高島5丁目(5番～)、末広町(27番～33番)、清水町(24番～)、梅ヶ枝町(12番～)	北山中学校
	手宮1～3丁目、末広町(1番～26番、34番～)、色内3丁目(8番～10番)、錦町、高島1～3丁目、高島4丁目(1番～6番、15番)、高島5丁目(1番～4番)、梅ヶ枝町(1番～11番)、豊川町、石山町、清水町(1番～23番)、長橋3丁目(18番～21番)	末広中学校

3 統合時の学校規模等

平成29年度の学校規模は次のとおりです。

高島手宮地区統合中学校 通常の学級9学級 特別支援学級3学級

	1年生	2年生	3年生	合計
生徒数 (人)	80	108(5)	108(2)	296(7)
通常の学級 (学級)	3	3	3	9
特別支援学級(学級)	3			3

※ 生徒数については、平成26年5月1日現在の住民登録を基に推計しました。また、学級数は、1年生は1学級35人、その他は1学級40人として算出しました。

※ 特別支援学級は、生徒数をカッコ内に記載(外数)しています。また、障がいの区分ごとに学級を編制します。

4 統合協議会の設置

統合に当たっては、統合関係校の保護者や教員、町会関係者などで構成する統合協議会を設置し、「校名、校歌、校章」「教育目標」「制服やジャージ」「通学路の安全対策」などについて協議します。

5 高島・手宮地区の小中学校の連携

高島手宮地区統合中学校は、この地区の小学校2校（高島小学校及び手宮地区統合小学校）からの進学となるため、各小学校と学習面での連携を検討します。

6 学校施設の整備

高島手宮地区統合中学校として使用する手宮西小学校を中学校としての教育活動に支障のないよう、平成28年度に学校施設の整備を行います。

現在オープン形式の普通教室については、廊下側に仕切り壁を設置し個別化を図るとともに、技術室や家庭科室などの特別教室を整備するほか、所要の改修を行います。

7 通学路の安全対策

中学校の下校時間などを考慮した通学路の確認を行うとともに、通学に一定の距離がある生徒については、「バス通学児童・生徒に係る通学費助成事業実施要綱」に基づく通学助成制度を活用し、保護者の負担軽減を図りながら、生徒の通学安全を図ります。

8 学校施設の跡利用

北山中学校及び末広中学校の跡利用については、市が設置している「学校再編に伴う跡利用検討委員会」において、「学校跡利用の基本的な考え方（平成24年3月小樽市策定）」に沿って地域の声も聞きながら活用方法を検討します。